



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



雇用契約書の記載事項とは

令和2年度も年度末となりました。4月から新年度となり、新しい社員を迎える会社も多いと思います。そこで、今回は雇用契約書（労働契約書もほぼ同意義です）について改めて取り上げてみます。

使用者と労働者の間の労働契約は口頭でも有効に成立しますが、後々契約内容が双方で曖昧となり、トラブルとなることがあります。そのため、**労働基準法では労働者を雇用する場合、労働条件を明示することが決められています。（労働基準法第15条第1項）**さらに、明示については書面の交付によらなくてはならない事項と口頭でもよい事項があります。

雇用契約書に必ず記載しなくてはならない事項は次の通りです。

- ①労働契約の期間、労働契約を更新する場合の基準
- ②就業の場所と従事すべき業務の内容
- ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日・休暇
- ④賃金の決定、計算と支払の方法、賃金の締切と支払時期、昇給に関する事項
- ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む）



パートタイムや有期雇用の場合は、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」についても、書面による交付が必要です。

現在使用されている雇用契約書にこれらの記載はありますか。契約内容は、実際の労働条件とあっていますか。就業の時間や休日などが変更になっているのに、雇用契約書が以前の内容のままというケースもみられます。

また、令和3年4月1日からは中小企業にも同一労働同一賃金が適用されます。扶養手当や住宅手当などの手当、昇給・賞与についても、正社員とパート・有期雇用者との間の待遇差が今後は問題となってきます。こうした状況も踏まえ、雇用契約書の内容を見直してみたいかでしょうか。雇用契約書、同一労働同一賃金のご相談は弊社担当者へお願い致します。

中村 由香

★事務所移転のお知らせ★

成迫社会保険労務士法人は
3/1に下記住所へ移転しました。

〒390-0817

松本市市上13番4 市上ビル303号室

TEL 0263-88-2862 FAX 0263-32-2028

今後も宜しくお願い致します。



社会保険・雇用保険の加入条件を再確認しましょう

新入社員を迎えるこの時期、ライフスタイルに合わせて労働契約が変わるスタッフもいます。そこで社会保険の加入漏れがないように、加入条件を再確認しておくといよいでしょう。

社会保険 加入条件	雇用保険 加入条件
① 所定労働時間・日数が通常の正社員の4分の3以上	・ 週の所定労働時間が20時間以上
② 週の所定労働時間が20時間以上	・ 31日以上雇用見込みがある
③ 雇用期間が1年以上見込まれる	
④ 賃金の月額が8.8万円以上	
⑤ 学生でない	

被保険者が常時501人以上の企業は、②～⑤に該当した場合は社会保険に加入する義務が生じます。

2022年10月からは101人以上、2024年10月からは51人以上となります。

経理代行